

永 源 山 公 園

指 定 管 理 者 募 集 要 項

令和2年8月

周 南 市

# 永源山公園指定管理者募集要項

## はじめに

平成15年6月の地方自治法の一部改正により、公の施設の管理運営について、これまでの地方公共団体の出資法人や公共団体等に限らず、民間事業者やその他の団体が施設の管理運営を行うことができる「指定管理者制度」が創設されました。

本市は、指定管理者制度の活用を推進し、より効果的、効率的な施設の管理をめざし、次のとおり広く事業者を公募します。

## 1 目的

この要項は、周南市都市公園条例第17条の規定に基づき永源山公園（総合公園）の管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）を選定するために必要な事項を定めます。

## 2 施設の概要

### (1) 施設の沿革

本公園は、旧新南陽市が昭和45年11月の市制施行を記念して計画された公園で、市街地の中央に位置し、緑豊かな自然と山頂からの眺めもすばらしいことから、市民のレクリエーションやコミュニティ活動の場となるよう、ひいては市民の「ふるさと」としての心のシンボルとなることを願って着手したものです。

この公園は、限りない活力の源である水をテーマとしており、永源山の地形を生かした都市的な開発ゾーンと緑豊かな樹木の残っている保全ゾーンの二つの顔を持っています。

主な広場は、限りない発展を願ったモニュメント「調和」のある市制記念広場をはじめ、野外ステージのある母と子の広場、散策広場、憩の広場、カスケードなどがあり、四季折々の美しさを楽しんでいただけるようにしています。春にはチューリップ、桜やつつじの花や新緑が、秋には紅葉も楽しめます。また、ゴールデンウィークにはつつじ祭りも行われており、夏には、流水プールなどの五つのプールもあり、一年を通じて利用していただけます。

山頂には、本格的なオランダ風車「ゆめ風車」もあり、ランドマークとして定着しています。また、憩の広場北側には周南市郷土資料美術館・尾崎正章記念館もあります。

### (2) 施設の役割

都市における、緑のオアシスとして、市民だけでなく、周南地区を代表する都市公園として、心休まる憩の場となっています。

### (3) 所在地 周南市大字富田字永源

J Rを利用の場合

ア J R山陽本線新南陽駅から車で 約 5分

イ J R山陽新幹線徳山駅から車で 約20分

自動車を利用の場合

ウ 中国自動車道鹿野 I . Cから 約30分

- エ 山陽自動車道徳山西 I. C から 約 15 分  
オ 山陽自動車道徳山東 I. C から 約 20 分  
(4) 施設規模

【永源山公園：総合公園】

ア 敷地面積

計画決定面積  $A = 25.90 \text{ ha}$

事業認可面積  $A = 23.60 \text{ ha}$

開園面積  $A = 18.00 \text{ ha}$

位置図及び、永源山公園主要施設配置図については、添付図面のとおり。

イ 管理棟【竣工：昭和61年】

建物構造 鉄筋コンクリート造 3階

延床面積  $756.16 \text{ m}^2$

ウ ゆめ風車【竣工：平成7年】

(用途：粉ひき風車、風車1・2階展示室)

建物構造 鉄筋コンクリート造 地上7階

外壁：上部アスファルトシングル葺き

下部特殊レンガタイル張り

1・2階：展示室

延床面積  $131.79 \text{ m}^2$

エ 展望台【竣工：昭和59年】

建物構造 鉄筋コンクリート造 2階

延床面積  $109.28 \text{ m}^2$

オ 展望デッキ【竣工：昭和59年】

建物構造 鉄筋コンクリート造 1階

延床面積  $232.47 \text{ m}^2$

カ 散策広場東屋【竣工：昭和59年】

建物構造 木造平屋建 1階

延床面積  $9.00 \text{ m}^2$

キ 散策広場東屋【竣工：昭和59年】

建物構造 木造平屋建 1階

延床面積  $9.00 \text{ m}^2$

ク 第1駐車場便所【竣工：昭和59年】

建物構造 鉄筋コンクリート造 1階

延床面積  $32.83 \text{ m}^2$

ケ プールサイド便所【竣工：昭和59年】

建物構造 鉄筋コンクリート造 1階

延床面積  $25.20 \text{ m}^2$

コ 野外ステージ【竣工：平成元年】

建物構造 鉄筋コンクリート造 1階

延床面積  $77.04 \text{ m}^2$

- サ 母と子の広場便所【竣工：平成元年】  
 建物構造 鉄骨構造 1階  
 延床面積 29.48㎡
- シ 散策広場東屋【竣工：平成元年】  
 建物構造 木造平屋建 1階  
 延床面積 9.12㎡
- ス 永源山山頂トイレ【竣工：平成7年】  
 建物構造 鉄筋コンクリート造 1階  
 延床面積 50.00㎡
- セ 幼児広場詰所【竣工：平成8年】  
 建物構造 鉄骨構造 1階  
 延床面積 92.34㎡
- ソ 軽食喫茶【竣工：平成6年＋増築平成8年】  
 建物構造 木造平屋建＋鉄骨構造 1階  
 延床面積 67.50＋23.67＝91.17㎡
- タ プール施設【竣工：平成2年】  
 構造 ステンレス製及びFRP製構造  
 25mプール、流水プール、幼児プール、スライダープール、滝プール
- チ 夢虫基地 シェルター【竣工：平成4年】  
 建物構造 鉄骨構造 1階  
 延床面積 16.92㎡
- ツ 幼児広場 複合遊具 1式
- テ 夢虫基地 遊具 1式
- ト 南エントランス東屋【竣工：平成23年】  
 建物構造 木造平屋建 1階  
 延床面積 9.00㎡
- ナ 南エントランス東屋【竣工：平成23年】  
 建物構造 木造平屋建 1階  
 延床面積 9.00㎡
- (5) 利用できる期間及び時間
- ア 公園開園期間  
 1月1日から12月31日まで
- イ 永源山公園プール  
 利用できる期間 毎年7月21日から8月31日まで  
 利用できる時間 午前10時から午後6時まで
- (6) 令和元年度（平成31年度）における運営状況
- ア 主な収入  
 指定管理料 53,228,813円
- イ 主な支出  
 人件費関係 3,608,000円  
 需用費関係 11,914,000円

役務費関係	481,000円
業務委託料関係	
・永源山公園電気工作物保安管理業務委託	227,000円
・永源山公園消防施設点検業務委託	44,000円
・永源山公園他電気設備維持委託	110,000円
・永源山公園水道施設等管理業務委託	1,069,000円
・永源山公園機械警備業務委託	756,000円
・風車守業務委託	999,000円
・永源山公園維持管理業務委託	22,213,000円
・永源山公園プール施設等管理業務委託	8,597,000円
・永源山公園第1駐車場入口施設業務委託	81,000円
・ゆめ風車管理点検（隔年）	0円
※平成30年度	1,318,000円
・ストリートオルガン管理点検（隔年）	0円
※平成30年度	300,000円
・ホームページ保守点検委託	120,000円
使用料及び賃借料関係	325,000円
原材料費関係	678,000円
(7) 令和2年度における指定管理料	55,047,000円
(8) 委託期間の指定管理料（上限額）	

施設の管理（運営）に要する経費に充てるため、周南市は指定管理者に対し、指定期間中に次の金額を上限として指定管理料を支払う。

指定管理料上限額（5年間）	278,273,000円
	（消費税及び地方消費税含む）

### 3 募集要項の交付期間

交付期間 令和2年8月14日（金）～令和2年9月15日（火）

交付場所 周南市岐山通1丁目1番地 周南市都市整備部公園花とみどり課

交付時間 平日 午前8時30分～午後5時15分

### 4 質問の受け付け等

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

#### (1) 受付期間

令和2年8月17日（月）～8月28日（金）の午前8時30分～午後5時15分

#### (2) 受付方法

質問票（別紙1）に記入のうえ、FAXまたは電子メールで提出すること。

#### (3) 回答期間・方法

令和2年8月31日（月）～9月1日（火）に募集要項を交付した者すべてにFAXにて回答する。

## 5 申請書受け付け（募集期間）

募集申請書の受け付けに関しては次のとおり受け付ける。

- (1) 受付期間 令和2年9月2日（水）～9月15日（火）
- (2) 受付場所 周南市岐山通1丁目1番地 周南市都市整備部公園花とみどり課
- (3) 受付時間 平日 午前8時30分～午後5時15分
- (4) 受付方法 持参のうえ、提出すること。

## 6 管理の条件

### (1) 応募資格

- ア 周南市内に主たる事務所を置く法人又は団体
- イ 法人又は団体で、施設管理業務が可能で必要な資格、免許等を有し、その知識、経験及び熱意があること。
- ウ 法人若しくは団体又はその代表者が、次に該当しないこと。
  - a 法律行為を行う能力を有しない場合。
  - b 破産者であつて復権を得ない場合。
  - c 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む）の規定により、周南市における一般競争入札等の参加を制限されている場合。
  - d 公募に係る募集期間の初日前2年間で、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある場合。
  - e 公募に係る募集期間の初日前2年間で、指定管理者の指定の手続きにおいて、その公正な手続を妨げた場合又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した場合。
  - f 国税、県税又は市税を滞納している場合。
  - g 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人等であること。
- エ 業務を円滑に遂行し、安定的かつ健全な財務能力を有する法人又は団体
- オ 施設の管理に当たっては、消防法第8条の規定に基づき防火管理者を配置すること。
- カ 周南市備品台帳に登録がないもので、管理運営上必要な備品については指定管理者において整備・設置すること。

### (2) 指定管理者が行う業務

- ア 永源山公園の管理運営及び維持管理業務を行う。ただし、この業務の実施に当たっては、周南市内の各種団体等と連携を密に適切な運営に務めること。
  - a 永源山公園の管理運営、施設の利用実施に関すること。
  - b その他の補助事業目的を達成するために必要な事業に関すること。
- イ 永源山公園に関する管理運営及び維持管理業務における詳細内容については、別紙「永源山公園管理運営に関する業務仕様書」に基づき適切な管理運営を実

施すること。

軽易な補修修繕等の対応について（100千円程度未満）

軽易な補修修繕は、その都度補修対応を実施し、それ以外の補修修繕については周南市と対応を協議すること。

ウ 永源山公園内の行為許可に関する業務

周南市都市公園条例及び周南市都市公園条例施行規則に基づき実施すること。

エ 永源山公園の施設専用使用に係る料金の収受に関する業務

周南市都市公園条例及び周南市都市公園条例施行規則に基づき実施すること。

オ 永源山公園の使用料金の減額又は免除に関する受付等業務

周南市都市公園条例及び周南市都市公園条例施行規則に基づき実施すること。

カ 永源山公園施設全般の保全に関する業務

- a 事故防止のため施設の巡視及び点検を行うこと。
- b 毎日定期的に園内巡視及び点検を行うこと。
- c 自然災害の未然防止及び早期発見に努めること。
- d 常に気象状況に留意し、必要に応じて災害防止のための措置を行うこと。
- e 火災の予防並びに、火災発生時の消火作業及び来園者の安全を第一に図ること。

キ 市長の許認可事項の手続きに関する業務

許認可に係る申請書の受け付け等は、適切に事務処理を実施すること。

ク 緊急時等の対応に関する業務

緊急時における避難の方法を利用者に周知するとともに、災害が予想される場合は、必要に応じて周南市の指示を得て、利用中止の措置をとること。

ケ 緊急時における利用者の避難誘導、救護及び通報に関する業務

- a 災害時による緊急事態発生の際は、利用者を安全な場所に避難誘導し、関係機関に通報する等適切な措置をとること。
- b 急病人及びけが人が発生したときは、消防署又は医療機関等に連絡をとり、その指示に従い利用者の安全を図ること。

コ 窓口業務等の雇用に関する業務

窓口業務等は職員2名以上を雇用し、常時1名が常駐すること。

サ 軽飲食施設の経営者との連携

- a 市が管理を許可する軽飲食施設の経営者と連携を図り、公園利用者の利便性に配慮すること。
- b 軽飲食施設の経営者が管理する範囲は、軽飲食施設の建物及び自動販売機設置箇所とする。
- c 永源山公園内の光熱水費は、指定管理者が一括して支払い、軽飲食施設にかかる部分については、指定管理者が軽飲食施設の経営者に請求すること。

シ 郷土美術資料館の指定管理者との連携

- a 郷土美術資料館の管理を行う指定管理者と連携を図り、公園利用者の利便性に配慮すること。
- b 郷土美術資料館の指定管理者が管理する範囲は、郷土美術資料館の建物とする。

- c 永源山公園内の光熱水費は、指定管理者が一括して支払い、郷土美術資料館にかかる部分については、指定管理者が郷土美術資料館の管理を行う指定管理者に請求すること。
  - ス 実施状況等の報告に関する業務
 

毎月翌月の10日までに報告すること。なお、周南市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年周南市条例第5号）第8条の規定に基づき、毎年度終了後30日以内に事業報告書を市長に提出すること。
  - セ 災害時、防災拠点としての周南市との連携に関する業務
 

永源山公園は地域防災拠点に指定されていることから、地域的な災害活動対策を展開する周南市と連携し活動を支援すること。
  - ソ その他の業務
    - a つつじまつり、ゆめ風車まつり等の行事に関しては、臨時的対応を含め、その行事の運営等に協力するとともに、施設の特徴を生かしたイベントを開催すること。なお、行事に係る業務で委託契約による必要が生じた場合は、別途協議により対応すること。
    - b 市の電話加入回線を利用させ、請求先を指定管理者とする場合、通話・通信等の電気通信サービスの提供を受ける相手方は、市の承認を得ないで変更してはならない。
  - タ 自主事業
 

指定管理業務の実施を妨げない範囲で、かつ、施設の利用目的や関係法令に合致するものであれば、指定管理者が自ら企画する事業として自主事業を行うことができる。自主事業の実施に関しては指定管理者の負担で行うとともに事前に市の承認を得ること。
- (3) 使用料収入金の取扱い
- ア 使用に関する使用料金等の減額又は免除の受付等業務を実施すること。  
なお、細目事項は協定で定めるものとする。
  - イ 使用料の取扱い
 

使用者から納入された使用料は、指定管理者において領収書を発行し、収納した現金を適切な方法で保管し、収納した日から7日以内に市の定める納入通知書兼領収書により市の指定する金融機関に払い込むこと。
- (4) 関係法令の遵守等
- ア 関係法令及び条例の規定を遵守すること。
  - イ 施設設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。
  - ウ 施設の運営に関して、必要な情報公開を積極的に行うことにより、周南市民、利用者の信頼を得る努力をすること。（情報公開取扱い要綱を定める等、必要な措置を講ずることなどをいう）
  - エ 業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報を適切に取り扱うこと。  
なお、管理の基準に関する細目的事項は、協議のうえ協定で定める。
- (5) 指定の期間  
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
- (6) 指定管理料



- ア 申請時に、収支計画書等で明記すること。
  - イ 年度予算の範囲内において、年度ごとの個別協定により決定し、月ごとに支払う。協定は、指定の期間を通じた基本協定と年度ごとの個別協定の2種類を結ぶ。細目的事項については、協議のうえ協定で定める。
  - ウ 法人格のない団体であっても指定管理者となることで、法人税等の納税義務者となる場合がある。
- (7) 事業の継続が困難になった場合等における責任分担に関する事項
- ア 指定管理者の責めに帰すべき事由により適正な施設の管理運営が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、周南市は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかつたときには、周南市は、指定管理者の指定を取り消すことができる。
  - イ 指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく施設の管理運営の継続が困難と認められる場合は、周南市は、指定管理者の指定を取り消すことができる。
  - ウ ア又はイにより指定管理者の指定を取り消された場合には、指定管理者は周南市に生じた損害を賠償しなければならない。
  - エ 指定管理者に責任がない場合の指定管理者と周南市の基本的な責任分担の考え方

種 類	内 容	負 担 者	
		市	指定管理者
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		○
	光熱水費、燃料費の高騰に伴う経費の増	○	○
	(※光熱水費、燃料費の高騰が、施設の管理運営に大きな影響を与えるような施設について適用する事項)	(別途協議)	
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
周辺地域住民	地域との強調		○
施設利用者への対応	施設管理、運営内容に対する住民及び施設		○
	利用者からの反対、訴訟、要望への対応		
	上記以外	○	
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運營業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担	○	
不可効力	不可効力(暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他の市又は指定管理者のいずれの責めにも帰することができない自然的又は人為的な現象)に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	(別途協議)
	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
資金調達	経費の支払い遅延(市から指定管理者)によって生じた事由	○	
	経費の支払い遅延(指定管理者から市)によって生じた事由		○
施設・設備の損傷	経年劣化によるもの(極めて小規模によるもの)		○
	経年劣化によるもの(上記以外)	○	
	第三者の行為から生じたもので、相手方が特定できないもの(極めて小規模によるもの)		○
	第三者の行為から生じたもので、相手方が特定できないもの(上記以外)	○	
資料等の損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので、相手方が特定できないもの(極めて小規模によるもの)		○
	第三者の行為から生じたもので、相手方が特定できないもの(上記以外)	○	
	第三者への賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合	
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
セキュリティ	警備不備による情報漏洩、犯罪発生		○
事業終了後の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間中途における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

細目的事項については、協議のうえ協定で定める。

(8) 事業報告について

ア 毎月業務終了後10日以内に、その月の管理に関する業務報告をすること。

イ 毎年度業務終了後30日以内に、その年度の管理の業務に関する事業報告を提出すること。

(9) 指定管理者評価制度について

条例や協定に基づく適切なサービスの実施、業務改善による管理運営の適正化を図ること等を目的として、市は指定管理者の評価を実施する。指定管理者は評価の実施に当たり必要な情報等の提供を行うこと。

(10) 公共施設の再配置について

周南市では、行財政改革をより積極的に推進するため、「公共施設の再配置」に本格的に取り組むこととしており、この取り組みが進捗した場合は、指定管理期間中に施設を廃止することがある。

その場合において、周南市は、事前に指定管理者と協議を行う。

## 7 申請の手続等

(1) 提出先

〒745-8655

周南市岐山通1丁目1番地

周南市 都市整備部 公園花とみどり課 花とみどり担当

電話 0834(22)8431

FAX 0834(22)8432

E-mail koen@city.shunan.lg.jp

(2) 提出書類

申請に当たっては、以下の書類を提出すること。

ア 指定管理者の指定申請書（周南市指定の様式又はその要件を満たす書類）

イ 法人登記事項証明書

ウ 印鑑証明書（法人であれば法人代表者として登録されたもの、法人でない団体であればその代表者のもの）

エ 最近1年間の法人又は団体の国税、県税及び市税の納税証明書並びにその代表者の国税、県税及び市税の納税証明書

オ 定款、寄付行為、規約又はこれに類する書類

カ 法人又は団体の概要を示す書類

a 沿革・実績を示す書類

b 代表者の履歴書

c 役員の構成及び氏名を証する書類

d 組織及び運営に関する事項を記載した書類

e 決算関係書類又は決算見込みを説明する書類

f 予算関係書類（事業計画書、収支予算書）

キ 指定の申請に関する意思の決定を証する書類

ク 施設の事業計画書

作成に当たっては、「提出書類作成要領（別紙2）」を参照すること。

周南市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。

申請者は、正本1部、イ、ウ、エ、オ及びキを除き、写しを6部提出すること。

ケ 役員名簿

(3) 著作権の帰属等

事業計画書等の著作権は、申請者に帰属する。ただし、周南市は、指定管理者の選定、決定、公表その他必要な場合には、事業計画書等の内容を無償で使用できるものとする。

また、提出された書類については、周南市情報公開条例（平成16年周南市条例第36号）の規定により不開示とすべき箇所を除き、開示されることがある。

なお、提出された書類は、いかなる理由の場合でも返却しない。

(4) 費用の負担

申請に要する経費は、申請者の負担とする。

(5) 指定管理者候補者の選定基準

指定管理者の候補者の選定に当たっては、申請の内容について、以下の選定の基準に基づいて審査を行う。

配点	1次審査（事前審査）			2次審査
	絶対的条件 (20点)	経営能力 (50点)	事業計画書 (130点)	プレゼンテーション (220点)
審査項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応募資格</li> <li>・管理運営方針</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営能力</li> <li>・専門性</li> <li>・規則・規程の整備</li> <li>・情報公開・個人情報保護</li> <li>・危機管理 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設目的理解</li> <li>・目標管理</li> <li>・運営理念</li> <li>・人材育成、研修</li> <li>・経費(提案額)</li> <li>・実施計画書 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の設置目的の理解</li> <li>・目標管理</li> <li>・説明責任</li> <li>・専門性</li> <li>・収支計画</li> <li>・熱意、意欲 等</li> </ul>

ア 応募資格

イ 管理運営方針（施設の目的、運営計画、市民の平等利用等に対する考え方）

ウ 申請団体の事業実績・経営状況

エ 公民協働についての認識・基本的考え方（住民、地域団体、法人又は団体と周南市の協働及び連携）

オ 管理運営について

a 関係法令及び条例を遵守し、適切な管理ができること

b 事故が起きた場合の対応策

c 台風、雷、地震、火事、その他災害等の緊急体制と対策

d 災害時の地域防災拠点としての周南市との連携体制

e 利用者からの要望、意見（苦情を含む。）の集約方法、実施方法及び体制

- f 情報公開、個人情報の保護
- カ 管理経費の削減方法について
- キ 施設の利用促進等について
- ク アからキを踏まえた施設の管理運営体制について
  - a 組織体制
  - b 職員数と職員の業務内容、資格等
  - c 平日、土曜日、日曜日及び休日の職員配置人数
  - d 委託予定業務（再委託を予定している業務内容、委託する理由、選定方法、受託者への指導体制）

## 8 選定結果の公表

選定結果は、指定管理者候補者の決定後、周南市公式ホームページで公表します。

### 【選定結果の公表事項】

- (1) 募集要項
- (2) 選定委員会設置要領
- (3) 選定結果
  - ア 選定された候補者の名称・評価点（合計点及び審査項目点）・選定理由
  - イ 参加者の名称
  - ウ 参加者の評価点（合計点及び審査項目点）

## 9 指定管理者の指定手続き

- (1) 1次審査（書類審査） 令和2年9月中旬（予定）  
申請者には、結果を通知する。
- (2) 2次審査（プレゼンテーション審査） 令和2年9月下旬（予定）から10月中旬（予定）
- (3) 指定管理者の候補者の選定  
※当該候補者が辞退等で不在となった場合には、次点者を候補者とする。
- (4) 結果通知及び選定結果の公表  
申請者に審査結果について通知するとともに、選定結果について公表する。
- (5) 指定管理者の指定  
周南市議会による指定の議決を経て、指定通知書により通知する。  
令和2年12月（予定）
- (6) 指定の期間を通じた基本協定を結ぶ。
- (7) 各年度当初予算議決後、年度ごとの個別協定を結ぶ。

(8) 保証金について

この協定の保証金については、周南市契約事務規則（平成15年周南市規則第51号）第48条の規定を準用する。（免除については同条第2項の規定を準用する。）

**10 指定管理者の公表**

周南市公告式条例の規定により公告し、かつ本庁及び各総合支所の情報公開・個人情報保護の窓口に掲げ置きます。また、周南市広報及び周南市公式ホームページに掲載します。

**11 指定管理準備業務**

指定管理者として指定された法人等は、サービス水準の維持を図るため、令和2年12月下旬（予定）から令和3年3月31日の間に、周南市と十分協議のうえ、円滑に業務が移行できるよう必要な準備を進めること。

**今後の主なスケジュール**

日 付	内 容
令和2年 8月14日（金）から 令和2年 9月15日（火）	募集要項の交付期間
令和2年 8月17日（月）から 令和2年 8月28日（金）	質問事項の受付期間
令和2年 8月31日（月）から 令和2年 9月 1日（火）	質問事項回答
平成2年 9月 2日（水）から 平成2年 9月15日（火）	募集期間（申請書受付期間）
令和2年 9月中旬（予定）	1次審査の実施
令和2年 9月下旬（予定）から 令和2年10月中旬（予定）	2次審査の（プレゼンテーション） の実施
令和2年12月議会（予定）	指定管理者の議決
令和2年12月下旬（予定）	指定管理者の指定

(別紙1)

## 周南市永源山公園の指定管理に関する質問票

周南市長 様

団体名 \_\_\_\_\_

担当者名 \_\_\_\_\_

連絡先 (電話) \_\_\_\_\_

(FAX) \_\_\_\_\_

質 問 項 目	質 問 内 容

(別紙 2)

## 提出書類の作成要領

### 1 指定管理者の指定申請書

周南市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成 17 年周南市規則第 3 1 号。以下「規則」という。）別記様式第 1 号の指定管理者指定申請書又はその要件を満たす書類

### 2 法人登記事項証明書及び印鑑証明書（法人であれば法人代表者として登録されたもの、法人でない団体であればその代表者のもの）並びに最近 1 年間の法人又は団体の国税、県税及び市税の納税証明書並びにその代表者の国税、県税及び市税の納税証明書

申請日前 3 箇月以内に交付されたものを提出すること。

### 3 定款、寄附行為、規約又はこれに類する書類

申請日現在のものを提出すること。

### 4 法人又は団体の概要を示す書類

#### (1) 沿革・実績を示す書類

パンフレット等

#### (2) 代表者の履歴書と役員構成及び氏名を証する書類

#### (3) 組織及び運営に関する事項を記載した書類

ア 就業規則、経理規程、給与規程その他法人の諸規程類

イ 情報公開、個人情報保護に関して

a 情報公開、個人情報保護に関する規程の写し又は基本的考え方と規程を作成する予定年月

b 取組実績（苦情解決等）

ウ サービス自己評価等への取組状況及び考え方を示す書類

エ 防災体制、施設内事故が発生した場合の対応方法等危機管理に対する考え方を示す書類

#### (4) 決算関係書類又は決算見込みを説明する書類

ア 会計年度が半年を過ぎていない場合は、過去 2 年度に係る事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書

イ 会計年度が既に半年を過ぎている場合は、前年度に係る事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書と今年度のこれらに類する書類

ウ 過去 5 年間で法令に基づく監査の結果及び指導事項等に対する対応状況等に関する書類があればその書類

#### (5) 予算関係書類

ア 会計年度が半年を過ぎていない場合は、今年度に係る事業計画書、収支予算書

イ 会計年度が既に半年を過ぎている場合は、来年度に係る事業計画書、収支予算書



## 5 指定の申請に関する意思の決定を証する書類

指定管理者として指定の申請を行うことに係る意思決定機関の議決であることを記した書類（代表者による原本証明を行うこと）

## 6 施設の事業計画書（規則別記第2号の事業計画書又はその要件を満たす書類）

以下の項目について記載すること。

- (1) 周南市の条例等の規定による施設の目的についての認識、考え方
- (2) 運営の理念（永源山公園に係る運営方針の考え方等）
- (3) 施設目的及び活動の振興方策に係る実施計画書
- (4) この施設を中心とした地域活動支援方策に係る実施計画書
- (5) 今後の運営に当たっての提案等
- (6) 運営に当たっての目標
- (7) 職員採用、配置の考え方
  - ア 指揮、命令系統を示した組織図（配置職員数と業務内容もわかるようにすること）
  - イ 平日、土曜日、日曜日及び休日の職員配置を示す書類
  - ウ 職員の雇用についての考え方を示す書類
- (8) 人材育成等に係る研修実施計画書
- (9) 高度情報化社会への対応におけるIT化対応に関する方針・方策について
- (10) 円滑な施設運営についての考え方（質の高い利用者サービスを確保しつつ、円滑な運営を行うための提案等）
- (11) 利用者からの要望、意見（苦情を含む）の集約等の実施方法並びに、改善事項等に対する実施体制について
- (12) 委託予定業務（再委託を予定している業務内容、委託する理由、選定方法、受託者への指導体制）
- (13) 年度ごとの施設管理及び事業運営経費の収支計画書（周南市が指定管理料として支払う部分については必要上限額を見込みで算出し、作成すること）

自然災害その他公の施設としての占有使用又は老朽化等の原因により使用不能になったときの対応も併せて記載すること

委託予定業務がある場合は、項目と金額を明記すること
- (14) 指定管理業務を実施するに当たり必要な準備業務に係る実施計画書